

平成30年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

常陸大宮市監査委員

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

（単位：％）

健全化判断比率	平成 30 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.88	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.88	30.00
③ 実質公債費比率	8.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	14.2	350.0	

※表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等（普通会計）の実質収支額は 983,613 千円の黒字決算となっているため、実質赤字比率の数値は発生しなかった。

② 連結実質赤字比率について

一般会計等及び一般会計等以外の特別会計の実質収支額並びに公営企業会計の資金不足・剰余額の合計は 2,859,843 千円の黒字決算となっているため、連結実質赤字比率の数値は発生しなかった。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 8.1% となっており、早期健全化基準 25.0% と比較すると、16.9 ポイント下回っている。なお、前年度と比較すると 0.6 ポイントの増となっている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は 14.2% となっており、早期健全化基準 350.0% と比較すると、335.8 ポイント下回っている。なお、前年度と比較すると 0.9 ポイントの減となっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

3 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の歳入総額は22,533,341千円、歳出総額は21,508,672千円で、歳入歳出差引額は1,024,669千円となっている。ここから、翌年度に繰り越すべき財源41,056千円を差し引いた実質収支額は983,613千円の黒字決算（前年度比216,424千円の減）となっているため、実質赤字比率の指数は発生しなかった。

【一般会計等に係る実質収支額】

(単位:千円)

会計名		歳入総額A	歳出総額B	歳入歳出差引額 C(A-B)	翌年度に繰越 すべき財源D	実質収支額 C-D
一般会計	H30	22,363,850	21,411,158	952,692	41,056	911,636
	H29	23,367,777	22,182,414	1,185,363	65,247	1,120,116
	増減	△1,003,927	△771,256	△232,671	△24,191	△208,480
公営墓地 特別会計	H30	87,950	23,459	64,491	0	64,491
	H29	85,538	9,944	75,594	0	75,594
	増減	2,412	13,515	△11,103	0	△11,103
温泉事業 特別会計	H30	80,682	73,963	6,719	0	6,719
	H29	68,869	65,304	3,565	0	3,565
	増減	11,813	8,659	3,154	0	3,154
那珂地方 公平委員会 特別会計	H30	859	92	767	0	767
	H29	832	70	762	0	762
	増減	27	22	5	0	5
合計	H30	22,533,341	21,508,672	1,024,669	41,056	983,613
	H29	23,523,016	22,257,732	1,265,284	65,247	1,200,037
	増減	△989,675	△749,060	△240,615	△24,191	△216,424

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計を対象とした実質的な赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等及び一般会計等以外の特別会計の実質収支額及び資金剰余額の合計は2,859,843千円の黒字決算（前年度比286,781千円の減）となってい

るため、連結実質赤字比率の指数は発生しなかった。

一般会計等以外の特別会計の実質収支額及び資金剰余額の内訳は、国民健康保険特別会計（事業勘定）94,658千円、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）17,160千円、介護保険特別会計155,528千円、後期高齢者医療特別会計183千円、上水道事業会計1,504,689千円、公共下水道事業特別会計69,141千円、農業集落排水事業特別会計31,741千円、戸別浄化槽整備事業特別会計1,823千円、宅地造成事業特別会計1,307千円である。

【一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額】

(単位:千円)

会計名		歳入総額A	歳出総額B	歳入歳出差引額 C(A-B)	翌年度に繰越 すべき財源D	実質収支額 C-D
国民健康保険 特別会計(事業勘定)	H30	4,926,691	4,832,033	94,658	0	94,658
	H29	5,814,556	5,507,110	307,446	0	307,446
	増減	△ 887,865	△ 675,077	△ 212,788	0	△ 212,788
国民健康保険 特別会計(診療施設勘定)	H30	192,869	175,709	17,160	0	17,160
	H29	182,176	170,590	11,586	0	11,586
	増減	10,693	5,119	5,574	0	5,574
介護保険特別会計	H30	5,057,916	4,902,388	155,528	0	155,528
	H29	5,111,066	4,953,640	157,426	0	157,426
	増減	△ 53,150	△ 51,252	△ 1,898	0	△ 1,898
後期高齢者 医療特別会計	H30	500,535	500,352	183	0	183
	H29	488,474	487,318	1,156	0	1,156
	増減	12,061	13,034	△ 973	0	△ 973
合計	H30	10,678,011	10,410,482	267,529	0	267,529
	H29	11,596,272	11,118,658	477,614	0	477,614
	増減	△ 918,261	△ 708,176	△ 210,085	0	△ 210,085

【公営企業会計に係る資金不足額等（法適用企業）】

(単位:千円)

会計名		流動負債等 A	算入地方債 B	流動資産等 C	資金不足額 A+B-C	資金剰余額
上水道事業会計	H30	285,004	0	1,789,693	△ 1,504,689	1,504,689
	H29	243,355	0	1,633,365	△ 1,390,010	1,390,010
	増減	41,649	0	156,328	△ 114,679	114,679

【公営企業会計に係る資金不足額等(法非適用企業-宅地造成事業以外)】

(単位:千円)

会計名		歳出総額 A	算入地方債 B	歳入総額 C	翌年度に繰越 すべき財源 D	資金不足額 A+B-(C-D)	資金剰余額
公共下水道事業 特別会計	H30	794,888	0	864,087	58	△ 69,141	69,141
	H29	801,059	0	857,900	13,343	△ 43,498	43,498
	増減	△ 6,171	0	6,187	△ 13,285	△ 25,643	25,643
農業集落排水事 業特別会計	H30	505,882	0	537,623	0	△ 31,741	31,741
	H29	529,966	0	564,247	0	△ 34,281	34,281
	増減	△ 24,084	0	△ 26,624	0	2,540	△ 2,540
戸別浄化槽整備 事業特別会計	H30	50,615	0	52,438	0	△ 1,823	1,823
	H29	47,807	0	48,991	0	△ 1,184	1,184
	増減	2,808	0	3,447	0	△ 639	639
合 計	H30	1,351,385	0	1,454,148	58	△ 102,705	102,705
	H29	1,378,832	0	1,471,138	13,343	△ 78,963	78,963
	増減	△ 27,447	0	△ 16,990	△ 13,285	△ 23,742	23,742

【公営企業会計に係る資金不足額等(法非適用企業-宅地造成事業)】

(単位:千円)

会計名		歳出総額 A	算入地方債 B	歳入総額 C	翌年度に繰越 すべき財源 D	土地収入 見込額 E	地方債残高 F	資金不足額 A+B-(C-D)-E+F	資金剰余額
宅地造成 事業 特別会計	H30	4,492	0	4,570	0	1,229	0	△ 1,307	1,307
	H29	7,075	0	7,385	0	1,264	2,613	0	0
	増減	△ 2,583	0	△ 2,815	0	△ 35	△ 2,613	△ 1,307	1,307

※宅地造成事業については、資金不足額が負の値になるとき及び資金剰余額が正の値になるときは、それぞれ連結実質赤字比率算定上の数値は0で計上する。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等、一般会計等以外の特別会計、一部事務組合等を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(過去3か年平均)で、公債費による財政負担の程度を判断する指標である。

平成30年度の算定においては、公債費の元利償還金(繰上償還額等を除く。)2,940,470千円と準元利償還金715,139千円の合計3,655,609千円から、元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源118,143千円と普通交付税の基準財政需要額算入公債費等の額(以下「算入公債費等の額」という。)2,490,523千円を控除した額1,046,943千円を、常陸大宮市標準財政規模13,688,485千円から算入公債費等の額2,490,523千円を控除した額

11,197,962 千円で除して得た数値 9.34941% が当年度の単年度実質公債費比率となり、前年度と比較すると 1.81974 ポイントの増となっている。

実質公債費比率は、3 か年決算分の平均値で算出されるため、平成 29 年度決算 7.52967%、平成 28 年度決算 7.46763%との平均値 8.1%が当年度の実質公債費比率となり、早期健全化基準 25.0%に対し 16.9 ポイント下回る結果となった。前年度と比較すると 0.6 ポイントの増となっている。

準元利償還金の内訳は、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 715,139 千円である。

【単年度実質公債費比率】

〈平成30年度〉				(単位:千円)		実質公債比率 :単年度 (%)
元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	特定財源の額+ 算入公債費等の額 D	A + B - D	
2,940,470		715,139		2,608,666	1,046,943	
標準財政規模 C			-	算入公債費等の額 E	C - E	9.34941
13,688,485				2,490,523	11,197,962	
〈平成29年度〉				(単位:千円)		実質公債比率 :単年度 (%)
元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	特定財源の額+ 算入公債費等の額 D	A + B - D	
2,638,462		707,174		2,482,877	862,759	
標準財政規模 C			-	算入公債費等の額 E	C - E	7.52967
13,824,011				2,365,888	11,458,123	
〈平成28年度〉				(単位:千円)		実質公債比率 :単年度 (%)
元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	特定財源の額+ 算入公債費等の額 D	A + B - D	
2,631,183		720,037		2,467,761	883,459	
標準財政規模 C			-	算入公債費等の額 E	C - E	7.46763
14,157,390				2,326,880	11,830,510	

【準元利償還金の内訳】

準元利償還金 B		=		公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金		+		一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金		+		公債費に準ずる債務負担行為に係るもの		+		一時借入金の利子	
H30	715,139			H30	715,139			H30	0			H30	0			H30	0
H29	707,174			H29	707,174			H29	0			H29	0			H29	0
増減	7,965			増減	7,965			増減	0			増減	0			増減	0

【実質公債費比率】

	単年度 実質公債費比率	実質公債費比率 (3か年平均)	前年度比較 増減
平成30年度	9.34941	8.1	0.6
平成29年度	7.52967	7.5	△ 0.3
平成28年度	7.46763	7.8	△ 0.8

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、一般会計等以外の特別会計、一部事務組合、広域連合、地方公社及び第三セクターを対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、標準財政規模に対する将来負担の大きさを示す指標である。

将来負担額 37,504,687 千円から充当可能財源等 35,913,217 千円を控除した額 1,591,470 千円を、標準財政規模 13,688,485 千円から算入公債費等の額 2,490,523 千円を控除した額 11,197,962 千円で除して得た数値 14.2%が当年度の将来負担比率となり、早期健全化基準 350.0%に対し 335.8 ポイント下回る結果となり、前年度と比較すると 0.9 ポイントの減となっている。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債現在高 25,035,871 千円、公営企業債等繰入見込額 7,515,521 千円、組合負担等見込額 74,800 千円、退職手当負担見込額 4,872,759 千円、設立法人の負債額等負担見込額 5,736 千円であり、また、充当可能財源等の内訳は、充当可能基金 11,831,471 千円、充当可能特定歳入 568,909 千円、地方債現在高に係る普通交付税の基準財政需要額算入見込額 23,512,837 千円である。

【将来負担比率】

(単位:千円)

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		将来負担比率(%)	
H30	37,504,687	H30	35,913,217	H30	1,591,470		
H29	38,528,018	H29	36,789,183	H29	1,738,835		
増減	△ 1,023,331	増減	△ 875,966	増減	△ 147,365		
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D		H30	14.2
H30	13,688,485	H30	2,490,523	H30	11,197,962	H29	15.1
H29	13,824,011	H29	2,365,888	H29	11,458,123	増減	△ 0.9
増減	△ 135,526	増減	124,635	増減	△ 260,161		

【将来負担額内訳】

(単位:千円)

将来負担額 A		一般会計等の 地方債現在高		債務負担行為に 基づく支出予定額		公営企業債等 繰入見込額	
H30	37,504,687	H30	25,035,871	H30	0	H30	7,515,521
H29	38,528,018	H29	25,872,414	H29	0	H29	7,751,072
増減	△ 1,023,331	増減	△ 836,543	増減	0	増減	△ 235,551

組合負担 等見込額		退職手当 負担見込額		設立法人の負債 額等負担見込額	
H30	74,800	H30	4,872,759	H30	5,736
H29	0	H29	4,904,532	H29	0
増減	74,800	増減	△ 31,773	増減	5,736

【充当可能財源等内訳】

(単位:千円)

充当可能財源等 B		充当可能基金		充当可能特定歳入		地方債現在高に係る 普通交付税の基準財政 需要額算入見込額	
H30	35,913,217	H30	11,831,471	H30	568,909	H30	23,512,837
H29	36,789,183	H30	11,959,410	H30	729,486	H30	24,100,287
増減	△ 875,966	増減	△ 127,939	増減	△ 160,577	増減	△ 587,450

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上 水 道 事 業 会 計	—	20.0
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20.0
戸 別 浄 化 槽 整 備 事 業 特 別 会 計	—	20.0
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	20.0

※表中の「—」は、該当数値がないこと示す。

(2) 個別意見

資金不足比率について

各会計の資金不足額を事業規模で除した割合が資金不足比率となるが、当年度の各会計（上水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別浄化槽整備事業特別会計、宅地造成事業特別会計）の決算においては、資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値は発生しなかった。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。